

容器包装リサイクル法に基づく
第10期分別収集計画

令和5年度～令和9年度

小郡市

『分別収集計画目次』

1	計画策定の意義	P. 2
2	基本的方向	P. 2
3	計画期間	P. 2
4	対象品目	P. 2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	P. 3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	P. 3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	P. 4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	P. 5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P. 6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	P. 6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	P. 7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P. 7

1 計画策定の意義

近年、地球温暖化などの影響により急激な気候変動による災害など、私たちの生活に支障をきたす現象が多々見受けられる。快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、SDGsを達成し、循環型社会を形成していく必要がある。豊かな地球環境を末永く次世代に引き継ぐために、社会を構築する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、小郡市では年間約2,400トンの資源ごみを分別収集し、一般廃棄物処理施設で処理せずに資源化している。これは、平成6年から取り組まれてきた市民主導による資源物回収運動の成果であり、県下でも有数の高いリサイクル率を維持している。しかし、一方では、資源物が分別されず、焼却処理等をされている現状もある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の「3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable」を推進し、限りある資源の有効利用を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、本計画を公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R＋Renewableを推進することで、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成につながるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・循環型社会の形成に向けて一般廃棄物処理計画等と連動し本計画を実施する。
- ・市民、事業者及び市は、環境問題の重要性を再認識し、ライフスタイルや事業活動の改善すべき点を確認する。また、社会経済システムを循環的な仕組みに変えることを目指し、それぞれの責任と役割のもと、協働し施策を推進する。
- ・生産、消費及び廃棄の各段階で発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順に、容器包装廃棄物の削減と再資源化を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（食品トレイのみ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
容器包装廃棄物	4,075 t				

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、市民団体等との協働による廃棄物の減量・資源の有効利用を引き続き推進していく。

(1) 普及啓発と環境教育の促進

子どもの頃からごみ減量・リサイクルをはじめ環境改善に向けた意識を育成するため、学校教育の現場等でごみ減量リサイクルアドバイザー等による実践教育を行うなど環境教育を進める。また、市民向けの環境学習の機会を増やすとともに、ごみの歴史や現状、ごみ処理に係る経費、分別の方法等ごみ処理の状況についての情報を提供し、ごみ問題に関する認識を深めてもらう。

(2) 市民によるごみ減量・リサイクル活動の支援

リサイクルの推進には、消費者としての市民のライフスタイルを変革することが不可欠であるため、リサイクル活動の担い手を育成し、地域に根づく活動を展開する。

(3) 事業者によるごみ減量・リサイクル活動の支援

事業者は、資源循環を担う主体として、企業活動を通じ環境負荷の少ない仕組みを築くための役割を分担し、また、市民と協働して効率的な仕組みづくりを進める。市は事業者に対して適切な指導と助言や必要な情報の提供を行う。また、資源回収に携わる民間事業者の活力を生かす仕組みづくりを進める。

(4) 品目の特性に応じたわかりやすい資源回収の実施

品目の特性に応じた、多様な資源回収の方式を整備するとともに、回収品目、回収場所、回収日時など、市民にわかりやすい資源回収を実現する。また、品目の特性に応じたリサイクルの仕組みづくりを進めるにあたり、民間市場や民間ルートの活用を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本市で分別収集するために必要な機材や作業員などの確保、選別するための処理施設の整備状況などを勘案して定めた収集に係る分別の区分を事項に示す。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器(スチール缶)		スチール缶	不燃物
主としてアルミ製の容器(アルミ缶)		アルミ缶	
主として ガラス製の 容器(ビン)	無色のガラス製容器	ビン	
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)(紙パック)		紙パック	
主として段ボール製の容器(段ボール)		段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの(その他紙製容器包装)		雑紙	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの(ペットボトル)		ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(食品トレイ)		食品トレイ	

- ※ スチール缶及びアルミ缶については、大部分が市内62の行政区の各拠点にて、分別回収されたものを売却している(拠点から売却先までの運搬は市委託業者が行う)。しかし、一部は、不燃ごみとして排出されるため、一部事務組合の一般廃棄物処理施設に搬入後、選別される。
- ※ その他紙製容器包装については、雑紙という分類で、雑誌及びコピー用紙等を含めて収集している。
- ※ プラスチック製容器包装については、白色及びその他の食品トレイのみ、食品トレイの区分で収集を行う。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位 トン）

	R5年度		R6年度		R7年度		R8年度		R9年度	
主としてスチール製の容器	25		25		25		25		25	
主としてアルミ製の容器	73		73		73		73		73	
無色のガラス製容器	(合計) 59									
	(引渡)量 0	(独自)処理量 59								
茶色のガラス製容器	(合計) 71									
	(引渡)量 0	(独自)処理量 71								
その他のガラス製容器	(合計) 37									
	(引渡)量 0	(独自)処理量 37								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8		8		8		8		8	
主として段ボール製の容器	339		339		339		339		339	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 63									
	(引渡)量 0	(独自)処理量 63								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 141									
	(引渡)量 141	(独自)処理量 0								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2									
	(引渡)量 0	(独自)処理量 2								
(うち白色トレイ)	(合計) 0									
	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(引渡)量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績を用いて算定した。

なお、紙パック及び段ボール以外のその他紙製容器包装の見込み量については、雑紙の分別収集量の10%として算定した。

下記表の人口変動率については、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推計値により、次のとおり設定した。

R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
59,299人	59,299人 (対前年度比) 99.9994%	59,299人 (対前年度比) 99.9994%	59,298人 (対前年度比) 99.9994%	59,298人 (対前年度比) 99.9994%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

小郡市では、スチール缶、アルミ缶、紙パックについては、市内行政区における拠点回収、食品トレーについては、市内回収協力店及び公共施設等における拠点回収を実施している。ビン、段ボール、雑紙、ペットボトル及び不燃物（市指定不燃物袋で排出される空き缶）については、戸別収集を実施している。

これらの品目については、分別収集の体制がすでに確立されていることから、本計画でも現行の収集体制を活用して行う。

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第 8 条第 2 項第 6 号)

アルミ缶、スチール缶については、拠点収集場所の回収ネットの中の空き缶のみをそれぞれ収集し、民間業者に搬入する。ビン、市指定不燃物袋で排出される空き缶及びペットボトルについては、定期収集で市指定袋又は任意の袋に入れられたものを収集し、一部事務組合の施設にて選別、保管等を行う。紙パックについては、拠点回収場所のコンテナ内のビニール袋に入れられたものを収集し、民間業者が引取りを行う。段ボール及びその他紙製容器包装（雑誌類含む）については、定期収集でひも等で縛られたものを収集し、民間業者が引き取る。トレーについては、拠点回収場所のコンテナ内のビニール袋に入れられたものを収集し、民間業者に搬入する。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		収集容器		収集車		中間処理	
主としてスチール製の容器(スチール缶)	スチール缶	不燃物	空き缶回収ネット	市指定不燃物専用袋	パッカー車	パッカー車	民間業者	一部事務組合
主としてアルミ製の容器(アルミ缶)	アルミ缶							
主として ガラス製の容器(ビン)	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン	市指定ビン専用袋		パッカー車		一部事務組合	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)(紙パック)	紙パック	紙パック	プラスチックコンテナ		平ボディ車		民間業者	
主として段ボール製の容器(段ボール)	段ボール	段ボール	ひも等で縛る		パッカー車		民間業者	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの(その他紙製容器包装)	雑紙	雑紙	ひも等で縛る		パッカー車		民間業者	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの(ペットボトル)	ペットボトル	ペットボトル	ポリ袋		パッカー車		一部事務組合	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(食品トレー)	食品トレー	食品トレー	プラスチックコンテナ		パッカー車		民間業者	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市内の衛生組合長等で構成する小郡市環境衛生組合連合会とともに、現在における課題、要望等について随時協議を行う。
- ・ 市民、事業者、行政等で構成された協議会において、環境問題への認識を深め、ライフスタイルや事業活動のあり方等を見直し、社会経済システムを循環的な仕組みに変えることを目的に、それぞれの責任と役割を果たしながら、協働して施策を推進するための協議を行う。
- ・ 行政区等の市民団体による集団回収を促進するため、還元金の交付、優良団体の表彰等を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改正時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。